

方式審査基準室

薄井 重夫
方式審査基準室長

はじめに

方式審査基準室は、昭和59年10月「工業所有権に関する出願書類並びに審判及び判定の請求書その他の書類の方式審査又は方式審査の基準の作成に関する事務をつかさどる。」(当時の通商産業省組織規程第50条の9)ことを目的とし、総務部総務課に省令室として設置された。これにより、従来の総務課行政不服班(行政不服係・行政訟務係)と新たな基準班(基準第一係・基準第二係)2班4係で業務が開始された。

なお、平成13年1月の組織の再編成により総務部総務課の室から「審査業務部方式審査課」の室となり、次に掲げる業務を所掌することとなった。

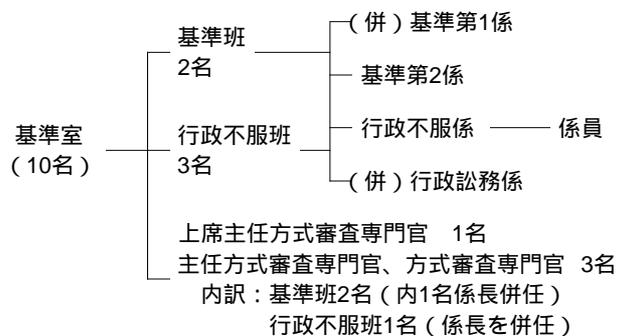
- 1 工業所有権に関する出願書類の方式審査の基準の作成に関すること。
- 2 工業所有権に関する登録に関する書類の方式審査の基準の作成に関すること。
- 3 審判に関する書類の方式調査の基準の作成に関すること。
- 4 行政不服審査法に基づく不服申立て又は審査請求の処理に関すること。
- 5 行政事件訴訟法に基づく行政事件訴訟への対応に関

すること(他の所掌に属するものを除く)

- 6 情報公開法による開示決定に対する異議申立ての処理に関すること。
- 7 国家賠償法に基づく訴訟事件等の特許庁の所掌事務に係る訴訟事件に関すること(他の所掌に属するものを除く)

方式審査基準室業務

1. 組織



2. 基準班

(1) 方式審査便覧の作成および改正

a) 方式審査便覧の作成

方式審査便覧は、審査便覧、審判便覧などとともに方式審査の統一的運用を図り、方式審査の事務処理を適正かつ統一的運用に資するものとして、特許庁の方式審査の基準・考え方を取りまとめたもので、昭和53年11月8日付けで施行されたものである。

この方式審査便覧は、その後数次に亘る法改正等及びこれに伴う業務運用の変更の機会を含め、累年追加・修正が積み重ねられて現在に至っている。

公表については、出願人等に書類作成上の便宜を図り、却下及び補正指令等を最小限にするためにホームページ等を通じ公表している。

具体的には、産業財産権及び関係法令等に関する法令等で定められている規則等に従い、迅速かつ的確に一定の統一的な処理が行われることを目的として、形式的又は手続的要件に関する統一的な方式審査を行う運用基準等を取りまとめたものである。

b) 方式審査便覧の改正

方式審査便覧の改正については、産業財産権及び関係法の改正、施行並びに改正の要請等により、適宜関係各課の意見を踏まえ改正の作業を行っている。

(2) 関係団体との方式審査基準関係事項の協議

関係団体との協議については、日本弁理士会と年3回（前期、中期、後期）定期的に行っており、前期、中期の協議にあっては、対面式での協議は行わず、ペーパー等のやり取りを中心に、後期のみ「協議希望事項」と依頼があった事項について、対面式による対応を取っている。

日本弁理士会の会員から提出される要望事項等は多岐に渡り、方式審査基準に関することはもとより、業務全般、審査、審判に関する事項も含まれており、その協議要望事項が個別案件としての性格が強いものや、庁に対する苦情に過ぎないもので協議に馴染まない事項も含まれていることから内容を確認し、回答の作成前に日本弁理士会と意見交換を行い、最終的に協議事項を決定する。

結果、「協議希望事項」として取りまとめたものを協議事項として、関係各課へ回答案の作成を依頼し、適切な回答の作成を得ている。

なお、審査・審判に関する事項については、調整課・審判課を通じ、回答の作成等を依頼している。

また、協議事項として回答した案件については、「対庁協議事項集」としてまとめられており、現在、審査・審判関連案件の主なものでは、「審査関連」が24件、「拒絶理由通知関連」が20件、「審判関連」が8件ほど収録されている。

(3) 庁内各課からの方式審査基準等の関係照会事項の検討・調整

庁内外からの方式審査基準等の検討・調整依頼等については、特に国際的な手続等の調和及び緩和を踏まえ変更できるところは特許庁内関係各課との調整を行い、随時変更を行い、制度の適正な運営を図っているところである。

最近では、総務課とともに「誤送通知の改善」を行ったところである。これは、これまで、特許庁長官、審判長、審判官又は審査官が行った処分等につき、記載や内容に誤りがある等の瑕疵が存在した場合であって、処分等の名宛人に対して「誤送通知」という書面を送付することにより、実際発送した通知書や謄本等を破棄してもらい、あるいは取り戻し、新たに誤りを是正した処分等を再度行う（実際は、発送し直す）という手続きをとってきたが、このような法律上根拠のない「誤送通知」という書面の送付による手続きを処分ごとに分類し、処分等の「職権取消し」・「無効」・「更正」・「誤送」の各通知を行い、処分等を再度送付することに改善した。

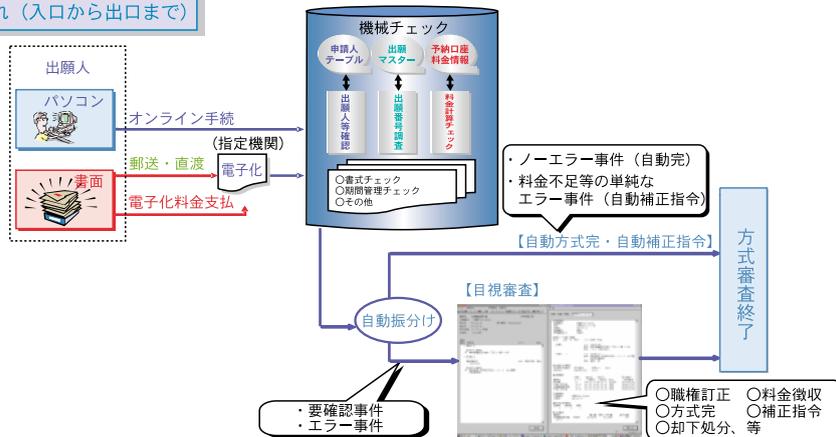
(4) その他

電話・メール等により手数料の減免に関する事項を中心に出願人・代理人等の方から方式審査基準および手続全般に関する事項について問い合わせが日に50件程度あり、その対応を行っている。

また、方式審査専門官に対する研修及び各種説明会への講師の派遣等の協力を行い、方式審査基準の説明を始め、適正な手続に関する普及啓蒙活動を行っている。

【参考】

方式審査の流れ（入口から出口まで）



3. 行政不服班

(1) 行政不服審査法による不服申立ての処理

概要

特許庁長官の処分に対する異議申立て、審判長による処分に対する審査請求又は不作為についての不服申立てに関し、その処分等の違法性・不当性などについて審理を行い、決定又は裁決をしています。

特許庁長官の処分に対する異議申立て

特許庁長官が、手続についての不備について期間を指定して補正を命じたが、その期間内に補正をしないとき又は特許権の設定登録を受ける者が法所定の期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下処分（特許法第18条第1項）及び、第三者が審査請求をした後に請求項を増加する手続補正書を提出した出願人が、増加した請求項に係る審査請求手数料を納付しない出願の却下処分（同条第2項）並びに不適法な手続であって、その補正をすることができないものについての手続却下処分（特許法第18条の2）について、それらの処分に不服のある者からの不服申立てです。

特許庁審判長の処分に対する審査請求

審判事件（審判請求書を除く）に係る手続についての不備について審判長が期間を指定して補正を命じたが、その期間内に補正をしないときの手続の却下処分（特許法第133条第3項）、又は審判事件（審判請求書を除く。）に係る手続において不適法な手続であってその補正をすることができないものについての手続の却下処分（特許法第133条の2）に対して、特許庁長官に行う不服申立てです。

不作為についての不服申立てなど

行政庁が相当の期間、何等の処分等をしないこと（例えば、出願審査の請求があったのに係らず、審査官が他の出願の処理に比べて著しく長い期間拒絶理由通知をするなどの審査をしないこと）について、不服申立てがなされることがあります。

その他、弁士理法により弁士登録の申請の拒否などについて、経済産業大臣に審査請求をすることができません。この審査請求の処理も行政不服班において行っています。

不服申立てについての審理

行政不服審査法による不服申立てについては、まず不服申立書を受付、不服申立書の記載事項などの方式審査を行い（不備があれば補正を命じます）次に不服申立に係る事件、処分の事実調査を行います。

そして、不服申立に係る処分等が適法であるか妥当であるかなどを審理・検討し、結論（認容・棄却・却下）を導き、審査請求については裁決、異議申立てについては決定（いずれも審判事件の審決に相当します）を行っています。

不服申立の制限

特許法第195条の4においては「査定又は審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないとされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。」と規定しています。これは、行政不服審査法はその第4条において不服申立について、一般概括主義を採っていますが、例えば、拒絶査定について不服がある場合のように、専門技術的な性質としての処分（拒絶査定）については、それに見合う不服の申立てとしての拒絶査定不服審判によることを予定しているものように、他に不服申立ての手段があるものなどは、行政不服審査法による不服申立ての対象となっていません。

(2) 情報公開法による開示決定に対する異議申立ての処理

情報公開法による一部開示又は不開示の決定に対する異議申立てに対し、その処分の適否についての決定を行っています。

特許庁長官の行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づく「行政文書不開示決定通知書」に対する行政不服審査法第6条の規定に基づく不開示決定を取り消す旨の決定を求める異議申立てについて、まず、その処分の適否について調査を行う。

調査は、当該行政文書の当庁の担当部署の協力のもとに、庁番接受簿（起案文書の有無）及び担当部署の書庫・書架等（資料等の有無）の調査、さらに担当者からの聞き取り調査を行い、調査結果をとりまとめます。

情報公開法による開示決定等に対する異議申立ての処理において重要なものとして、前述の調査結果を基に、

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第11条に基づき情報公開審査会（内閣府）への「諮問書」の作成を行います。「諮問書」には、理由説明書として「開示請求等の概要」「異議申立ての概要」「諮問の理由の説明」を記載し、情報公開審査会に提出するとともに、異議申立人に通知します。

情報公開審査会は内閣総理大臣から任命された委員が、指名された3人で構成された合議体により、行政庁が提出した「諮問」について調査、審議を行い、答申書により、行政庁が行った開示決定の当否について判断をします。

この情報公開審査会の審議において、特許庁に対し諮問の理由の口頭説明を求められる場合があり、担当部署の担当者とともに説明を行っています（諮問案件については、ほとんどの案件について口頭説明を求められているのが現状です）

そして、情報公開審査会からの答申書の送付をまって、情報公開法による開示決定等に対する異議申立てについての決定書を作成し、起案・決裁を経て施行をします。

（3）行政事件訴訟法に基づく行政事件への対応

訴えの提起及び対応

異議申立の決定又は審査請求の判決に対する訴え等は、行政事件訴訟法第12条第1項の規定により行政庁の所在地の裁判所の管轄に提起されます。また、行政庁を被告とする訴訟については、行政庁は法務大臣の指揮を受けるため（国の利害に関係のある措置使用についての法務大臣の権限等に関する法律第6条第1項）、東京地方裁判所の訴訟事件を担当する東京法務局に訴訟追行を依頼します。

そして、東京法務局所属の検事及び訟務官と訴訟の対応について、詳細に打ち合わせ、答弁書等の書証を作成のうえ提出し、口頭弁論期日には、訴訟代理人（同法第5条第1項）として出廷しています。

訴訟の進行にあわせ、必要に応じて関係する課室と、現状の運用を変更すべきか否か、法律、規則等の改正が必要となるかなど協議を行うこともあります。

なお、被告である行政庁の所在地の裁判所に出訴することには、原告に困難を強いるとの批判があったことから、平成16年に行政事件訴訟法が改正され、平成17年4月からは、高等裁判所の所在地を管轄する

地方裁判所へも出訴することが可能となりました（改正後の行政事件訴訟法第12条参照）。このため、今後の訴訟対応は大変なものとなります。

訴訟結果（判決）への対処

行政庁の勝訴判決について

異議申立の決定又は審査請求の判決に対する訴え等について、裁判所が原告の訴えに理由がない又は訴えの利益がないと判断すると、原告の請求を棄却又は却下する判決が行われます。この判決については、供覧の処理を行います。

行政庁の敗訴判決について

他方、行政庁敗訴の判決を受けた場合には、判決が事務処理に与える影響の有無（運用の変更、法律・規則等の改正があるかなど）、判決の妥当性及び行政庁として上訴を行う必要があるか否か等について、関係各課と検討会議を行い、行政庁の意見をとりまとめ、関係省庁（法務省）等とも協議をし、必要なものについては上訴を行います。

特許庁として上訴の要否をとりまとめる期間は、判決言い渡し後2～3日間程度の間に行う必要があり、この期間の担当者は、憤怒の形相で、頑張っています。

最近の訴訟（判決）について

特許庁が進めてきた手続の電子化の成果（？）により、手続者（出願人等、代理人）において、手続書面の記載の不備に関するケースの行政不服審査法の不服申立も少なく、訴訟となるケースも減少して、現在はこのケースの事案はありません。

特許権の維持管理に関する特許料の納付に関する訴訟が最近までありました。これは、特許権者と現地の代理人とのミスから、特許料を追納期間までに納付することができず、「その責めに帰することができない理由がある」として特許料及び割増特許料を納付したのについて、特許庁は「その責めに帰することができない理由」はないとして、特許料納付書を却下したした事案について、東京高等裁判所及び東京地方裁判所において判決が出されました。この判決では、現地代理人の過失による場合については、「その責めに帰することができない理由」に該当しないと示されました。特許権者等において、特許

の管理をしっかりとしなければならないとする事例ではないかと思えます。

(4) 国家賠償法に基づく訴訟事件

訴えの提起及び対応

国を被告とする訴訟のうち、特許庁の所掌事務に係るものについて、法務省から訴状、期日呼出状の写しが送付され、事実の調査等の依頼があります。国家賠償法に基づく訴訟事件とは、「国の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき、国が、これを賠償する責に任ずる」(国家賠償法第1条1項)に基づいて国を相手に損害賠償を請求されたものです。「国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。」と国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第1条に規定されていますので、法務省(法務局)が対応し、行政庁は、その訴訟に協力することになります。

損害賠償請求事件が特許庁所掌に係るものについて、法務省より特許長官あてに調査依頼があると、特許庁(方式審査基準室)は、事実等を調査し、調査回報書を作成し、法務省(本省及び担当法務局)に送付します。

調査回報書の内容は、請求等の当否、請求原因事実等の認否及び反論、本件訴訟が提起されるまでの経緯、本件訴訟についての意見、関係資料の添付、関係者等、担当職員(方式審査基準室員2名を指定代理人とするように報告)であり、関係者及び総務課法規班などと回報事項について相談します。

口頭弁論には、被告国の指定代理人として、法務局担当検事等とともに裁判に出廷します。その際裁判の経過に応じて、準備書面の作成について、行政庁の意見をその都度担当法務局に提出しています。

訴訟結果への対処

国勝訴の場合

国側の勝訴判決の場合については、担当法務局長から特許庁長官あて訴訟結果の通知があります。訴訟を

提起した者が、上訴を行わなければ判決は確定します。国敗訴の場合

国側に敗訴の判決があった場合は、担当法務局長から特許庁長官あて訴訟結果の通知がありますが、この通知に対し、行政庁として判決後、2~3日以内に「上訴の要否」について、意見を提出する必要があります(前記行政庁の敗訴判決と同様です)

なお、国が敗訴し、その判決が確定した場合には、判決で認められた賠償額を行政庁(特許庁)が支払うこととなります。この支払いにかかる事務も行っています。

最近の訴訟(判決)について

現在、特許庁所掌に係る損害賠償請求事件は、6件継続しています。実体審査・審判処理関連では2件あります。

一つは、2件の特許権は原告の権利である実用新案権と同一であるから、審査官は拒絶すべきであったにもかかわらず、登録査定を行ったものであり、これにより損害を被ったとして損害賠償を求めたものです。原審は、原告の請求は理由がないとして棄却したため、原告は、これを不服として控訴しました(現在、高裁に係属していますが、次回判決言い渡しの予定です)

もう一つは、特許異議申立てにおいて、特許庁は、原告に有利な資料(公報)を審理せず、結果的に原告の特許を取り消したとして、これは審判官合議体の不法行為に当たるからとして損害賠償を求めたものです(まもなく地裁の判決が出されます)

なお、実体審査・審判処理に関連して国家賠償法による損害賠償を請求された事案は、昭和60年以降7件あり、国側が敗訴したものが1件、その他は国側が勝訴したものが又は訴訟が取り下げられたものです。

おわりに

方式審査基準室の当面の課題としては、方式審査便覧については、平成13年度から特許庁ホームページにも掲載し、広く周知されつつあることから、改正法の施行に合わせて逐次改正する必要性が大きくなった。この改正は、今後予定されているインターネット出願、手数料等の電子納付に係る検討を始め、特許手続面での国際的ハーモナイゼーション条約である特許法条約(PLT)に対

応じた国内法令等見直しの検討、WIPOの場においては国際的な商標制度の手続面の調和と簡素化を目的とした商標 法条約 (TLT) の更なるハーモナイゼーションに向けての改正の検討等、更なる手続要件の緩和の実施に向けて、改正すべき部分については、特許庁内関係各課との調整を行い、方式審査基準を庁内外に周知することにより、方式審査の統一的運用を図っていくことである。

行政不服審査法に基づく異議申立又は審査請求の処理については、おおむね申立てから6月以内で処理しているところであるが、今後は、更なる処理促進を、また、開示請求対象文書の存否、背景、経緯を含めての事実確認等の調査に相当の期間を要している情報公開法による一部開示又は開示決定に対する異議申立ての処理についても関係課室の協力を得つつ、更なる処理促進を図っていくことである。

Profile

薄井 重夫 (うすい しげお)

昭和44年4月 特許庁入庁
 平成7年4月 総務課課長補佐
 平成10年7月 書記課課長補佐
 平成15年4月 特許侵害業務室長
 平成16年4月から現職

特許法等に基づく処分と不服申立ての態様

処理部署	出願・登録手続 形式審査	審判手続 中間手続形式審査	情報公開法による 開示決定に対する申立	国家賠償法等の訴え
方式審査課 出願支援課	形式審査不備あり 手続補正指令等 (特17 、18の2 、特登 令38) 手続却下処分 (処分者：特許庁長官、 特18、18の2)			
審判部		形式要件不備 手続補正指令等 (133 、133の2) 指令に应答せず 应答不可) 手続却下却下処分 (処分者：審判長、(133 、 133の2))		
情報公開 推進室			一部開示又は不開示の決定	
方式審査 基準室 行服班	行政不服審査法に基づく 異議申立て 却下決定・棄却決定 出訴の時法務局検事とともに 訴訟代理人として訴訟追行	行政不服審査法に基づく 審査請求 却下決定・棄却決定 出訴の時法務局検事とともに 訴訟代理人として訴訟追行	情報公開法による開示決 定に対する異議申立て 却下決定・棄却決定	情報公開審査会 調査・審議 答申
裁判所	東京地方裁判所へ出訴 (特184の2、行訴法8、12)	東京地方裁判所へ出訴 (特184の2、行訴法8、12)	東京地方裁判所等へ出訴	管轄の地方裁判所へ出訴